

◆ 専門家会議等における家庭裁判所に対する指摘

- ✓ 福祉・行政側での見方と、家庭裁判所側の見方が異なるような場面が現場では生じている。家庭裁判所の考え方や基準がわからないため、連携が図りにくいと感じている。（第7回専門家会議）
- ✓ 現場の書記官や家裁調査官が感じている課題を知りたい。（第1回福祉・行政と司法の連携強化WG）



最高裁判所において全国の家庭裁判所に対し、自治体等から指摘されたことのある課題、その対応や連携を図る上での工夫例について調査を実施



最高裁判所において全国の家庭裁判所の書記官・家裁調査官に対し、個別事件における福祉・行政との連携上の課題等について調査等を実施

福祉・行政の現場から挙げられている声 ※1

各家庭裁判所の現場から挙げられている声 ※2

【中核機関の設置・機能充実について】

- 他の機関との連携に慣れていない。（中略）家庭裁判所が思う「成年後見制度利用促進」のため必要な業務を、他機関に行わせようとする雰囲気しか感じられない。

- 自治体職員から、申立て支援や後見人からの相談は今後も裁判所が担うべきとの指摘を受けたので、基本計画に「家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。」と明記されていることを示すなどしながら、裁判所の限界や自治体等に求められる役割について理解を求めた。
- 中核機関から、受任調整会議の負担が重く、全件会議にかけることは不可能との指摘を受けたことがある。基本計画において受任調整の対象・範囲や受任調整会議の必要性が明確にされているわけでもないので、裁判所としては、何をもとに協議すべきかわからず、対応に苦慮することがある。

【協議会等への参加の在り方について】

- 都道府県やブロック単位でしか協議の場に参加できないという多くの家庭裁判所の機能をどのように強化することが可能なのか、協議検討が必要と考えます。
- 市町村の課題に真摯に向き合ってもらえない。
- 現在、家庭裁判所との接点自体少ないため、どう連携をとっていいのかわかりません。

- 管轄地域内には50以上の市区町村があるところ、自治体ごとに取り組の進み方は様々で、それぞれの状況に合わせて検討すべき対応策もかなり異なっている状況であり、自治体ごとに個別に対応しているが、かなり苦労している。
- 市区町村単位で開催される協議会に全て個別に対応することは、現実問題として困難な場合もある。

【後見人等の選任イメージ・考慮要素の共有について】

- 家庭裁判所の意向、判断基準について、「裁判官の独立性」で片づけられてしまうことが多い。利用促進を図るうえでは、三士会、医療機関や福祉関係者と家庭裁判所との協働が必須であり、裁判所としての判断基準や考え方がある程度分かるように示していただく必要があると思われる。（市民後見人や法人後見の受任に関する判断要素、報酬の判断基準等について）

- 考慮要素が判断基準と受け取られる可能性がある状況では共有することが難しい。
- 申立て前に「このような事案だが、親族候補者は選任されるか」という問合せを受けた。裁判官の判断であるため確答はできないことを伝えた上で、候補者以外が選任される典型例について、庁として申立人向けに提供している説明資料をもとにできるかぎり予見可能性が持てるように説明したが、確答を求められ、納得してもらえなかった。

※1 第7回及び第10回専門家会議における厚生労働省作成資料及び委員意見から抜粋（一部誤記を修正）

※2 最高裁判所において実施した上記2回の調査を含む各家庭裁判所からの情報提供内容から抜粋（一部要約）

福祉・行政の現場から挙げられている声 ※1

各家庭裁判所の現場から挙げられている声 ※2

【個別事件の進行について】

〈迅速な審理を求める声〉

- 家裁と福祉関係者・市の間で、後見人等による権利擁護支援が必要な対象者像が異なっているため、福祉関係者・市が適切と考えている専門職が選任されないケース、申立時に添付する経過資料の内容や書類に対して家裁が行う指摘（市では取得不可能な書類や支援者が誰も知り得ない情報の提供を求める等）によって、申立手続きが止まり、スムーズな後見人選任に至らないケースが発生しており、家裁との関わり方について課題を感じている。
- 虐待や請求など、本人に喫緊の課題があっても、家裁から本人の判断能力と関係のない部分での追加資料の命令があります。（以下略）
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度で、成年後見の審判が確定するまで支援ができない空白が発生する。成年後見の申請手続きに時間を有し、更に審判、確定までも時間がかかる。対象者の大多数は認知症の高齢者であるため、早急な対応が求められることと逆行し、対応に苦慮する場面が多い、二つの制度の間を埋める運用や制度を検討していただきたい。

〈相談対応の充実を求める声〉

- 申立てに際して不明な点があり、家庭裁判所に対して問い合わせても杓子定規な回答や、専門用語を多用されることが多く、結果として後見人等が選任されるのに時間を要することが多々ある。（中略）家庭裁判所等においても相談体制を整えてもらいたい。

〈裁判所の手続・法律への理解を求める声〉

- 首長申立てで後見開始と保全処分が同時に求められるような場合に、理由として本人が困っているなどの記載しかないことがあるが、それだけでは保全事件の法律上の要件があるか不明であり、直ちに審判ができない。
- 虐待が疑われる開始の審判において、緊急を要するという事で鑑定の手続は当然省略と理解されていることがあるが、鑑定の要否は、本人の事理を弁識する能力の判断にあたって明らかに鑑定の必要がないかどうかという観点での法律の規定に基づく判断であることがなかなか共有してもらえない。
- 福祉・行政において、本人や家族に対し、成年後見制度の支援の面ばかりを説明していたり、制度利用への本人の理解を得るための働きかけがほとんどなされないまま申立てがなされた事案がある。
- 代理権の付与には本人の同意が法律上の要件となっているにもかかわらず、代理行為目録の各行為について逐一本人に確認して同意を得るのは本人の負担になるので省略してほしいと要望されたことがある。
- 本人との面接に始めから終わりまで福祉関係者が同席するのが当然視されている。調査ではプライバシーに大きく踏み込む上、本人の真意を確認する観点から、意向確認の場面では基本的には1対1で対応している。また、同席される場合には、あくまでも本人の意思決定を援助する関わりを求めている。
- 裁判所は中立の立場で対応する必要があるが、市区町村が苦勞して本人の同意を取り付けた上で申立てに至っている分、家裁調査官が本人の同意を何とか取り付けてほしい、話をうまく持って行ってほしいと言われたことがある。

〈適切な情報提供・情報共有を求める声〉

- 調査の際、本人が後見人等として男性を希望したが、中核機関が挙げた候補者が女性であったため、市区町村の担当者に候補者選定の理由を確認したところ、担当者が把握していなかった。
- 首長申立てで、申立書に記載されている候補者に申立てや本人に関する情報が伝わっておらず、選任後に申立書一式の謄写を希望される事案があった。
- 虐待等の重要情報が申立書（及び添付資料）に記載されていなかった。

立場の違いにより課題の見え方が異なっている。課題の整理と相互理解に向けた取組の検討が必要

課題の整理と裁判所の運用上の工夫・取組の例

◎ 協議会等への参加の在り方

<課題> 市区町村単位での個別のニーズへの対応の方策
(家庭裁判所は基本的に都道府県単位で設置、管轄内に自治体が多数・独立して存在)

<工夫例> ・都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
・協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。

◎ 選任イメージ、考慮要素の共有

<課題> 申立て手続や受任者調整に必要な情報の範囲や共有方法

<工夫例> ・「個別の判断」という説明にとどまらず、一般的な考慮要素を示したり、架空事例を用いて基本的な考え方や勘所を共有する。

◎ 個別事件の進行 申立て「前」の理解

<課題> 司法：権利擁護支援の考え方や日常生活自立支援事業等の周辺制度の理解
福祉・行政：司法・審判手続(性質・特徴を含む)についての理解

申立て「後」の理解

<取組例> ・成年後見の周辺制度や意思決定支援に対する理解を深める。
・手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を説明し、家庭裁判所が申立てを受け付けた後に何をしているか、分かりやすく発信する。
・「裁判官の判断」という説明にとどまらず、説明可能な範囲を吟味、整理する。

裁判所として対応が難しい部分の例

◎ 一律の指針や基準を事前に示すこと

➤ 裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することは難しい。
(左記のように、協議会等を通じて問題意識を共有し、議論すること等を通じ、一定の基本的な認識共有を図ることはできる。)

◎ 司法として対応できる範囲の限界

➤ 本人を含む関係者の**権利保障の観点**からも、**法律に基づき適正に手続を進行**する必要がある。
➤ 保佐人に対する代理権付与の事件等で家裁調査官が本人の同意を確認する際は、**中立性**の観点から、本人を説得・誘導することはできない。
➤ 本人と後見人との関係の悪化等により後見人交代の希望があっても、後見人が辞任しない場合には、**解任権行使の枠組みでの対応にならざるを得ない**。

福祉・行政にお願いしたいこと

- ◎ 申立てをした後の手続や要件について理解していただきたい。
- ◎ 裁判所(司法機関)としてできることの限界について理解していただきたい。

福祉・行政と司法との相互理解に向けて

お互いに歩み寄れるところ(お互いの運用改善の工夫で対応)と歩み寄りの難しいところ(すきま)の認識共有が重要

➡ すきまを埋めるためにはどうすべきかを更に検討する

お互いを知ることが第一歩

